

鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月12日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第71号

鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示  
鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（平成28年鴨川市告示第54号）の一部を次のように改正する。

第9条第8号イ中「第10条に規定する」の次に「浄化槽の保守点検を自ら行うことができることを証明する書面、同条に規定する」を加える。

別記第6号様式中

「

イ 浄化槽法第10条に規定する浄化槽の清掃の実施に係る契約書及び同法第11条に規定する水質に関する検査の受検に係る契約書の写し

」

「

イ 浄化槽法第10条に規定する浄化槽の保守点検を自ら行うことができることを証明する書面、同条に規定する浄化槽の清掃の実施に係る契約書及び同法第11条に規定する水質に関する検査の受検に係る契約書の写し

に改める。

」

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度以後の年度分の補助金について適用する。